

平成24年6月21日

上天草市・上天草警察署との暴力団排除に係る協定書調印式の開催
～上天草市の締結する契約等から暴力団を排除～

上天草市では市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者等の不当な介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため、「上天草市暴力団排除条例」を制定し、平成24年4月1日より施行しています。（一部、7月1日施行）

7月1日の全面施行に伴い警察署との連携を強化するため、上天草警察署との間で、新たに「上天草市の事務及び事業からの暴力団等及び暴力団等関係者の排除に係る協定書」を締結しますので、お知らせします。

1 協定書調印式当日の日程

(1) 日 程 平成24年6月26日（火）

(2) 時 間 午前10時から（約1時間）

(3) 場 所 大矢野庁舎 3階大会議室

(4) 出席者

（上天草市）市長、総務課長、危機管理防災室長、担当者

（上天草警察署）署長、刑事捜査係長、捜査係員

2 上天草市の事務及び事業から暴力団を排除する措置を講ずるための相互連携に関する協定書の概要

4月1日に「上天草市暴力団排除条例」が一部施行され、7月1日に全面施行されることに伴い、上天草市と上天草警察署との間で、協定を締結することにより、市の事務及び事業から暴力団を排除する措置を講ずるための相互連携の強化が図られることを目的としています。

具体的には、警察からの情報提供事項及び個人情報の適正管理、また、市から警察へ支援の要請があった場合には、警察が必要な支援を行うことを主な内容としています。



(連絡先)

総務企画部総務課危機管理防災室

担当：村上課長、鍬釣参事

電話：(代表) 0964-56-1111

内線 (1233)

FAX：0964-56-4972